

戸石小学校いじめ防止基本方針



本校の教育目標

心ホカホカ、学力グングン、元気モリモリな 戸石っ子を育てよう

「心ホカホカ、学力グングン、元気モリモリな戸石っ子を育てよう」を目指すにあたって、最も重要な要素として、児童一人ひとりの「自尊感情・自己有用感の醸成」があります。いじめは、この「自尊感情」を傷つけるものであり、心身に重大かつ深刻な影響を及ぼすものです。

本校では、いじめを学校で考えられる最大の問題行動であると捉え、根絶と予防について学校だけでなく、保護者・地域と一体になって取り組んでいきたいと考えています。

学校・保護者・地域が一体となり「子どもたち一人ひとりが安心して生活し学ぶことができる学校」をめざし、防止に向けた取組を明らかにするために、この「いじめ防止基本方針」を策定しました。

【めざす子ども像】

友達と仲良く協力する子ども 意欲をもって学ぶ子ども しなければならないことを最後までやり抜く子ども

いじめ対策委員会

【学校職員組織】

- 校長、教頭、生活指導主任、教務主任、学年主任、養護教諭 をもって組織する。
- その他必要に応じて関係職員も加える。

【専門・外部組織】

- スクールカウンセラー、学校相談員、相談業務学校サポーター
- その他必要に応じてスクールソーシャルワーカー等の派遣を要請する。

育友会・地域との連携

- 子どもを守るネットワーク等を活用し、
- 必要な情報を保護者や育友会、地域に提供しながら、協力していじめを許さない環境を整える。
- いじめが起こった場合、その問題を隠さず、家庭や地域と連携して対処していく。

関係機関との連携

- いじめの解決のために、専門機関や専門家の理解や協力を積極的に求める。
- 身近にある相談窓口を紹介する。

児童会

- 「戸石っ子人権宣言」の策定
- 朝のあいさつ運動の実施
- 「ふれあいタイム」の実施

(いじめの禁止) 第4条 児童等は、いじめを行ってはならない。

※いじめ防止対策推進法より抜粋

(保護者の責務等) 第9条 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことがないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

いじめ問題への取組

(学校及び学校の教職員の責務) 第8条 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

いじめの防止

★学校教育全体を通じて、「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を根付かせる。

○「いじめを生まない・いじめを許さない」学校づくり

【職員】校内指導体制、指導力の向上を目的とした研修

【子ども】人権意識と生命尊重の態度育成、自己肯定感の育成、自己指導力の育成

【家庭・地域との連携】地区懇談会等を利用した情報交換・協議 基本方針の周知 取組の評価

いじめの早期発見

★定期的な調査、スクールカウンセラー・相談員の積極的な活用等の取組を通し、早期発見に努める。

★常にいじめられている子どもの立場に立ち、迅速かつ適切な対応をとることができる。

○「いじめを早期に発見できる」学校づくり

【職員】観察と情報交換、定期アンケート、個人面談、専門家の活用

【子ども】自己肯定感の育成、集団への所属意識の育成

【家庭・地域との連携】相談機関の周知、地区懇談会等を利用した情報交換・協議

いじめに対する措置

★迅速かつ適切に組織的な対応を行う

★被害児童を守り通し、教育的配慮のもと、毅然とした態度で加害児童に指導をする。

★職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関との連携のもとで対応する。

○「迅速に毅然と、適切に対応できる」学校づくり

【職員】相談には真摯に傾聴、組織的に対応、被害児童保護者へ親身に支援、加害児童・保護者への助言

【子ども】自己肯定感の育成、集団への所属意識の育成

【家庭・地域との連携】相談機関の周知、地区懇談会等を利用した情報交換・協議

①「いじめ対策委員会」で事実確認をし、全職員で情報を共有する。専門機関・関係機関との連絡

②被害児童・保護者への支援、加害児童・保護者への助言

③集団への働きかけ(「観衆」「傍観者」から「仲裁者」へ)

④当該学級(学年)に事後アンケートを実施し、集団全体の心のケアにも配慮する

⑤継続的な指導(いじめが解消したと見られる場合でも、継続して十分注意を払い折に触れ、必要な指導をする)

重大事態発生時の取組

★児童が自殺を企図した場合 ★身体に重大な障害を負った場合

★相当の期間学校を欠席することを余儀なくされる場合

①重大事態の報告(学校→市教育委員会→市長) ②調査(教育委員会の指導を受け調査組織を設置)

③調査結果の報告及び提供(教育的判断のもと) ④関係児童の心のケア(自尊感情の回復を目的に行う)

いじめが発生した場合の対応

いじめの情報

- いじめが疑われるような動きがあった場合
- いじめを発見した場合
- 児童生徒や保護者、地域住民から相談や通報があった場合

情報キャッチャー

- 遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合は、その場でその行為をやめさせる。
- 一人で抱え込まず、速やかに関わりのある教職員に報告し、組織で対応する。

担任・学年主任・生徒指導担当へ報告

→ 直ちに報告する

教頭・校長への報告

- 速やかに関係児童生徒から事情を聴き取るなどして、いじめ対策委員会と連携して、いじめの事実の有無の確認を行う。

いじめ対策委員会

関係機関

- 「いじめ対策委員会」での関係児童生徒からの聴き取りや今後の指導・支援体制を組む。
- 犯罪行為として取り扱うべきものと判断した場合は、ためらうことなく、所轄警察署に相談し、適切に援助を求める。

被害児童生徒への継続した支援

- 被害児童生徒を守り通すとともに、いじめられた児童生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教員、家族、地域の人等）と連携し、寄り添い支える体制をつくる。

※「学校教育相談の手引き」8～10 ページ参照

加害児童生徒への継続した指導

- いじめた児童生徒には、いじめは人格を傷つける行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させるとともに、不満やストレスがあってもいじめに向かわせない力を育む。
- いじめを見ていた児童生徒に対しては、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つように伝える。

保護者への継続した支援と助言

- つながりのある教職員を中心に、即日、関係児童生徒（加害、被害とも）の家庭訪問を行い、事実関係を伝えるとともに、今後の学校との連携方法について話し合う。

状況に応じて指導・支援体制を検討し、「組織」でより適切な対応を行う

いじめのチェックリスト①

いじめられている子どもが発するサイン

衣服が汚されていたり、破れていたりがよくある。	傷や痣があるのか、腕や足、首などの肌を隠そうとする。	頭痛、腹痛、吐き気を訴え、保健室や職員室への出入りが頻繁である。
どこかおどおどして、脅えているように感じられる。	元気のない、浮かない顔をしていることが多い。	周りの友だちに異常なほど気を遣っているように見える。
人の言いなりになっているように見える。	今まで付き合っていたグループから急に離れた。	交友関係が急に変わった。
嫌なあだ名で呼ばれている。	急に部屋にゴミが散乱するようになる。	学級写真などの顔にいたずらされている。
机やかばんの中身が荒らされている。	買い与えた物を紛失したり、壊されたりしている。	実名やあだ名の落書きがされるようになる。
理由がはっきりしない早退、遅刻、欠席が目立つようになる。	朝の起床が遅くなり、登校を渋るようになる。	いつも後片付けの役割をさせられている。
自分のことを語ろうとしなくなる。	急に金遣いが荒くなり、お金をねだることが多くなる。	廃品回収等で、一人作業が目立つようになる(させられている)。
早く学校から帰ってきて、外出しようとしない。	寝言言ったり、うなされたりする。	友達からの電話に出たがらなくなる。

いじめのチェックリスト②

いじめている子どもが発するサイン

買い与えた覚えのない品物を多く持つようになる。	金遣いが急に荒くなる。	学校からの帰りが遅くなり、言葉使いや素行が悪くなる。
友だちへの電話なのに、命令的な口調で話すようになる。	友だちを呼び捨てにしたり、軽蔑した口調で話したりするようになる。	体操服や給食着を持ち帰らなくなる。→「借りて済ませている」と考えられる。

いじめは、「早期発見」が重要です。 気になった段階で、躊躇なく学校までご一報ください。

年間活動計画（研修計画も含む）

月	活 動 内 容	月	活 動 内 容
4月	※心のお天気シート実施（毎月） ○生活アンケート及び聞き取り調査の実施 ○いじめについての基本認識の確認・徹底	10月	○生活アンケート及び聞き取り調査の実施 ○各学年の現状報告と事例研究会
5月	○生活アンケート及び聞き取り調査の実施 ○各学年の現状報告と事例研究会	11月	○生活アンケート及び聞き取り調査の実施 ○各学年の現状報告と事例研究会
6月	○生活アンケート及び聞き取り調査の実施 ○全員個人面談（教育週間中） ○各学年の現状報告と事例研究会	12月	○人権集会（人権宣言策定） ○生活アンケート及び聞き取り調査の実施 ○各学年の現状報告と事例研究会
7月	○生活アンケート及び聞き取り調査の実施 ○各学年の現状報告と事例研究会	1月	○生活アンケート及び聞き取り調査の実施 ○各学年の現状報告と事例研究会
8月	○観察力と対応力の育成研修 ○各学年の現状報告と事例研究会	2月	○生活アンケート及び聞き取り調査の実施 ○各学年の現状報告と事例研究会
9月	○生活アンケート及び聞き取り調査の実施 ○各学年の現状報告と事例研究会	3月	○生活アンケート及び聞き取り調査の実施 ○各学年の現状報告と事例研究会 ○次学年への引き継ぎ

様々な相談機関

少年センター 095-825-5624 教育研究所 0120-566-275 子育てサポート課 095-825-5624

親子ホットライン (0120-72-5311 平日 9:00~12:00) こころの電話 (095-847-7867 平日 9:00~16:30)

子ども・家庭110番 (095-844-1117 毎日 9:00~20:00) テレホン児童相談室 (0956-23-1117 平日 9:00~17:45)